**ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度　添付資料について**

（令和4年6月時点）

1. 就業規則、労働協約、社内報、写真、イントラ等の画面のハードコピー等、客観的に確認できる資料を、各項目ごとに1つ提出（複数でも可）
2. 規則・制度等に定めていないが実際に取り組んでいるものは、申請日を起点として直近3年以内の実績がわかる資料
3. 制度や取組み及び関係機関への届出等については、申請日を起点として1年以上前から取り組んでいることがわかる資料（実績がある場合には、1年未満であっても認めることがあります。）

※以下に示す資料は一例であり、評価項目を満たしていることがわかる資料であれば、例示したものに限りません。

**※資料には番号をつけ、取組みに該当する箇所をマーカー等で明示してください。**

|  |
| --- |
| Ⅰ　就労による経済的自立が可能な社会を目指した取組み |
| １ | ガイドラインの作成など、公正な採用選考を実施するための取組みがある |
|  | ・面接官向けガイドラインや研修資料等（公正な採用選考実施のための取組み（本籍・出生地に関する質問禁止など配慮すべき事項の周知）がわかるもの）・「公正採用選考人権啓発推進員選任届」（写）<愛知労働局に提出>（対象：常時30人以上、派遣業） |
| ２ | インターンシップやトライアル雇用を実施している |
|  | ・募集広報（写）、求人票（写）・インターシップ実施後の報告が掲載されている社内報等・学校から直接受け入れていることがわかる協定書等・トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書<愛知労働局に提出＞　　　　　　　　 |
| ３ | 段階に応じた研修の実施など、従業員定着のための取組みがある |
|  | ・段階（新規・中堅・管理職等）に応じた研修計画書等・従業員が働いていくにあたって、会社が継続的にサポートしていることがわかる資料 |
| ４ | 意欲と能力に応じて、パート労働者等が正規雇用へ移行できる制度や取組みがある |
|  | ・正規雇用移行に関する記載のある規程等（採用案内のみや無期雇用転換は×）・実際にパート労働者等が正規雇用従業員に転換した際の雇用契約書（写）等 |
| ５ | （パートタイム労働法）短時間雇用管理者を選任している（愛知労働局に届出済） |
|  | ・「短時間雇用管理者の選任届」（写） |
| Ⅱ　健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指した取組み |
| ６ | 就業規則等を定め、従業員が常に確認することが可能な状態としている |
|  | ・就業規則の設置状況がわかる写真・イントラ等に掲載の場合は画面のハードコピー |
| ７ | 法令で対象とされる全ての従業員に対し、健康診断を受診させている |
|  | ・定期健康診断結果報告書<労働基準監督署に提出>（対象：常時50人以上）・直近の健康診断の案内通知・健診機関からの請求書等 |
| ８ | 仕事上の悩みやメンタルヘルスについていつでも相談できる体制がある |
|  | ・メンタルヘルスに関する常設の相談先等の記載がある通知や社内報等・外部相談機関との委託契約書（併せて、相談機関について社内に周知していることが分かる資料）・イントラ等に掲載の場合は画面のハードコピー・労働安全衛生法に基づくストレスチェックは対象外。 |
| ９ | ワーク・ライフ・バランスに関して経営方針等でメッセージを発信している |
|  | ・ワーク・ライフ・バランスに関して、会社等又は経営者など代表者が推進する旨の記載のある会社案内、社内報、経営方針、通知等 |
| １０ | 長時間労働の抑制のため具体的な措置をとっている、または、時間外労働の実績がない |
|  | ・長時間労働抑制のための取組み（ノー残業デーの設定など）がわかる通知や規程等・取組み状況が客観的に確認できる写真・長時間労働抑制のための長時間勤務の多い従業員への通知等・全社員が所定労働時間内の勤務とわかる勤務時間の実績 |
| １１ | 過去3年間に年次有給休暇の平均取得率が増えている、または、直近の取得率が70％以上である |
|  | ・様式例（評価項目11）を参考に作成（直近取得率が70%以上であれば3年分の記載は不要） |
| １２ | 従業員の社会貢献活動への積極的な参加を支援・奨励し、活動に必要な特別休暇を取得できる |
|  | ・有給休暇以外で、地域活動（PTA、町内会、消防団等）や国内外でのボランティア活動などに必要な休暇取得に関する記載のある規程・通知等 |
| Ⅲ　多様な働き方･生き方が選択できる社会を目指した取組み |
| １３ | 法令を超えた短時間勤務または短時間正社員制度がある |
|  | ・法令を超えた短時間勤務又は短時間正社員制度に関する記載のある規程等・雇用契約書、勤怠管理票等（実態のわかるもの）※短時間勤務制度（育児・介護休業法）①3歳未満の子②規則等に制度化③原則6時間（5時45分から6時間まで）※短時間正社員制度（雇用形態）フルタイム正社員と比較して、1週間の所定労働時間が短い正規型の社員で、①期間の定めのない労働契約を締結②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等（フルタイム正社員：1週間の所定労働時間が40時間程度で期間の定めのない労働契約） |
| １４－１ | 在宅勤務などテレワークができる制度がある |
|  | ・テレワークなどの実施に関する記載のある規程や通知等 |
| １４－２ | 在宅勤務などテレワークの実績がある |
|  | ・雇用契約書や勤怠管理票等（実績がわかるもの） |
| １５－１ | 男性の育児休業や育児に関する休暇について、法令を超えた制度がある |
|  | ・法令で定められた休業以外の独自の休暇制度規程等 |
| １５－２ | 男性の育児休業や育児に関する休暇の取得実績がある |
|  | ・育児休業取得許可書、休暇の取得実績が確認できる勤怠管理簿等 |
| １６ | 事業所内保育所の設置や保育施設の利用補助など子育てサービスを提供している |
|  | ・保育施設利用料補助が記載された福利厚生メニュー等・子育てサービスに関して記載のある通知、案内等・企業内保育所等の写真 |
| １７－１ | 介護休業や介護に関する休暇について、法令を超えた制度がある |
|  | ・法令で定められた休業以外の独自の休暇制度規程等 |
| １７－２ | 介護休業や介護に関する休暇の取得実績がある |
|  | ・介護休業取得許可書、休暇の取得実績が確認できる勤怠管理簿等 |
| １８ | 定年制を設けていない、または、65歳以上の従業員の就労が可能である |
|  | ・定年制がない又65歳以上である旨か65歳以上を再雇用する旨の記載がある規程等・65歳以上の従業員の雇用が確認出来る雇用契約書等 |
| １９ | セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント防止のため対策を行っている |
|  | ・常設の相談窓口案内や、防止に関する研修などの開催通知や結果報告等 |
| ２０ | 従業員の自己啓発やキャリアアップをサポートする制度や取組みがある |
|  | ・業務命令ではなく、従業員自身の意思で自己啓発として資格取得や研修受講をした場合の費用助成や特別休暇制度などの記載がある規程・通知等 |
| ２１ | （育児･介護休業法）職業家庭両立推進者を選任している（愛知労働局に届出済） |
|  | ・「職業家庭両立推進者の選任届」（写） |
| ２２ | （男女雇用機会均等法）機会均等推進責任者を選任している（愛知労働局に届出済） |
|  | ・「機会均等推進責任者の選任届」（写） |
| Ⅳ　その他 |
| ２３ | 「くるみん認定企業」または「えるぼし認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けている |
|  | ・認定証（写）、表彰状（写）等・厚生労働省ウェブサイトの認定企業一覧のハードコピー |
| ２４ | 本市の「子育て支援企業」または「女性の活躍推進企業」の認定を受けている |
|  | ・認定証（写）、認定証（写）、表彰状（写）・ウェブサイトの認定企業一覧のハードコピー |

|  |  |
| --- | --- |
| ２５ | その他、国や都道府県のワーク・ライフ・バランスに関する認定または表彰等を受けている |
|  | ・認定証（写）、認証書（写）、表彰状（写）・ウェブサイトの登録・認定企業一覧のハードコピー※愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度：愛知県内に本社や主たる事業所をおく企業が対象、登録要件（一般事業主行動計画を策定して、届出ている等）有※あいち女性輝きカンパニー認証制度：女性の活躍促進に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等※あいち治療と仕事の両立支援カンパニー認証制度：企業における治療と仕事の両立支援の自主的な取組を促進することを目的に愛知労働局が認証する制度 |